

○社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

平成 29 年 3 月 29 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 25 条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第 2 条 この規程において、役員とは、本会定款第 18 条第 1 項に規定する理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合には、日額 2,000 円の費用を弁償することができる。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、その実費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(公表)

第 4 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 6 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、本会会長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(本会役員等の報酬規程の廃止)

2 社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会役員等の報酬規程（平成 23 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。